

6月17日  
令和2年4月13日判決言渡し・同日判決原本領収 裁判所書記官 濱岡伸

平成30年(ワ)第358号慰謝料請求事件

口頭弁論終結の日 令和2年2月20日

判 決

群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1

原 告 今 井 豊

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被 告 国

同代表者法務大臣 三 好 雅 子

同指定代理人 平 田 圭 寿

L-1st

飯 出 元 夫  
梨 本 博 之  
杉 山 輝

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、10万円を支払え。

(原告は、今回は総額100兆円の一部請求であるとする。)

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、原告が、原告と東京都との間の前橋地方裁判所沼田支部平成29年(ワ)第26号慰謝料請求事件の審理及び裁判をした裁判官がその職務を行うについて故意又は過失によって違法に原告に損害を加えた等と主張して、被告に対し、上記損害の一部である10万円の支払を求める事案である。

なお、平成29年12月12日に言い渡された上記事件の判決は、原告の請求を棄却するものであり、控訴の提起がなく、同月28日に確定した（甲4、弁論の全趣旨）。

## 2 当事者の主張

（原告の主張）

別紙訴状L（第1の部分を除く。）及びL準備書面(1)記載のとおり。

（被告の主張）

- (1) 全体として記載の趣旨が明らかでないが、被告が原告に対して賠償責任を負うという主張であれば全体として争う。事実については、前橋地方裁判所沼田支部平成29年(ワ)第26号（以下「別件訴訟」という。）の審理及び判決を吉田達二裁判官（以下「別件裁判官」という。）が担当した事実は認め、その余の事実は否認、不知又は認否の限りでない。
- (2) 国家賠償法1条1項にいう「違法」とは、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反することをいう。裁判官がした争訟の裁判について、同法上違法なものとして国の損害賠償責任が肯定されるためには、当該裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判をした等、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行行使したものと認め得るような特別の事情があることが必要であり、このことわりは、争訟の裁判に限らず、非訟的性格を有する職務行為等、広く裁判官の職務行為一般に妥当する。そして、上記特別の事情の主張立証責任は、原告にあると解されている。

原告の主張は、別件訴訟における訴訟指揮及び判決が意に沿わないことに対する不満をいうものにすぎず、何ら上記特別の事情を主張立証していないから、原告の主張は失当である。

## 第3 裁判所の判断

- 1 裁判官がした争訟の裁判につき国家賠償法1条1項にいう違法があったもの

として国の損害賠償責任が肯定されるためには、当該裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判をした等、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認め得るような特別の事情があることを必要とする（最高裁判所昭和53年(オ)第69号昭和57年3月12日第二小法廷判決・民集36巻3号329頁，昭和55年(オ)第792号昭和57年3月18日第一小法廷判決・裁判集民事135号405頁，昭和62年(オ)第667号平成2年7月20日第二小法廷判決・民集44巻5号938頁等）。この理は、争訟の裁判以外の裁判官の職務行為についても基本的に同様であり，同項にいう違法があったというためには，その違背が著しく不当又は不法であって，およそ裁判官としての誠実な権限行使と評価し難い程度に合理性を欠くと認められることが必要であると解するのが相当である。

2 これを本件についてみると，別件訴訟の訴状（甲1），別件訴訟における原告の平成29年10月24日付け準備書面（甲3）及び別件訴訟の判決（甲4）を総合しても，原告が別件裁判官の違法な職務行為として主張する事実，すなわち，別件裁判官が原告の主張をほとんど無視して極めて不公平かつ不当な審理を行った事実及び別件裁判官が不当な審理をするために準備工作を行った事実を認めることはできず，その他原告が別件裁判官の職務行為の違法を基礎付けるもの等として主張する事実，そもそも当該事実を認めるに足りる的確な証拠がないか，上記1の特別の事情の存在又は合理性の欠如を基礎付けるに足りないものである。

原告は，別件裁判官と「包囲網」（原告は，「男なら女からのSEX要求に応えるのが当然だ」という慣習上の偏見に基づき，これに応えなかった原告に対し，一貫して差別及び迫害を続け，国家機関を含む公的機関の職権を濫用して脅迫及び隠ぺいを続ける存在を「包囲網」と主張するものと解される。）との結び付きを主張するが，そもそも，本件全証拠を総合しても，「包囲網」の存在を認めることができない。

3 以上によれば、国家賠償法1条1項に基づく原告の請求は理由がなく、その余の請求（根拠法令については、別紙訴状Lの第2の部分参照）についても理由がないことは明らかである。

よって、原告の請求をいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

前橋地方裁判所民事第2部

裁判官

菅 家 忠 行

## 訴状Ⅰ

### 第1 請求の趣旨

- 1 被告は原告に対し10万円を支払え
- 2 訴訟費用は被告の負担とする

### 第2 請求の原因

前橋地方裁判所・沼田支部(沼田市材木町甲150)裁判官 吉田達二は、20171212 10:00 同支部における平成29年(ワ)第26号慰謝料請求事件(2017.09.05 第1回期日)において、後述のように、裁判長として私の主張をほとんど無視して極めて不公平かつ不当な審理を行い、またこの不当な審理をするために後述の準備工作を行うなどにより私の適正な手続を受ける権利の行使を妨害しました。これらは私を人間扱いしない差別的取扱であり精神的に著しい屈辱を受けました。また脅迫者達を野放しにしたことにより著しい生命の危機への恐怖が続きました。これらは彼の特別国家公務員としての職権の行使における故意または過失であり不法行為です。よって、

- ①日本国憲法17条及び国家賠償法1条1項または、
  - ②国家賠償法第4条による民法の規定(民法709条及び民法710条の一般不法行為責任及び民法715条の使用者責任)の公人への類推適用、
  - ③民法709条及び民法710条の一般不法行為責任及び民法715条の使用者責任の公人への類推適用のいずれかの選択適用に基き、被告に対して慰謝料を請求します。
- いずれも適用可能な場合は先順位から適用ねがいます。

### この裁判での私の主張の要旨(本文は甲1,甲3)

警視庁は以下のように今日まで三度にわたり、私の訴えを無視しました。

一度目の被害届(巨大なネット包囲網の摘発)については冒頭頁で書面による回答を求めました。

二度目の管轄の警察署でのサワダ面会については脅迫殺人の捜査を要請しました。

三度目の内容証明郵便についても、脅迫殺人の捜査を要請しました。

捜査機関が被害の訴えを無視すればどうなるかは自明であり、これらは主に生命と差別の観点から日本国憲法の生存権と平等権の侵害にあたります。

訴状の一部として提出した告訴状9通は、警視庁が包囲網の摘発を怠った結果として派生した事件です。

これらを見れば、結果的に見ても警視庁に過失があったことは明らかですから、今回の請求の主旨は、その結果責任として精神的被害に対する損害賠償を求めるものです。

三県警が一貫して同様の対応をしていることから、国家賠償法の適用がふさわしいと考えます。

### 判決文の要旨(本文は甲4)

原告の主張は、以下の1～3について、いずれも捜査しなかったことが不法行為であるとのこと。

1 20090118 被害届の提出・・・「古い話なので確認が取れない。但し私から見ても要領を得ないもの」

2 20090303 サワダ面会による脅迫殺人の訴え・・・「古い話なので確認が取れない」

3 2016.6.6 内容証明・事実有、但し「要領を得ないものでいかなる犯罪行為を指摘するものか定かでない」  
そもそも捜査は公益優先で行われるものであり、その恩恵は反射的利益にすぎないので、捜査しなかったこと自体をもってただちに法律上保護された利益の侵害すなわち違法と言えるものではない。  
したがって当裁判所としては、正当業務行為である限りは違法性の余地はないと判断するので例示された四つの判例に倣い原告の請求を棄却する。

## 吉田達二の違法性

要するに、極めて恣意的な不合理な審理を行ったと思います。

自由心証主義とは言っても、合理性は不可欠のはずです。

判断の合理性を示すには、恣意性一覧表のような形で、数字で示すしかないと思います。

これらは事実を否定する審理による適正な手続きを受ける権利の行使の妨害です。

審理の不当性が職権上の判断ミスの範囲を遥かに逸脱しており、犯意を強く示唆しています。

つまり被告訴人が包囲網として行動したということです。

包囲網はこれまで常に一貫して、「私を人間扱いしない対応」を続けてきました。

言い換えると、そうした「ありえない対応によって私に威力を示して脅迫」し続けてきました。

つまりその無言の脅迫の意図は「どうせお前はそのうち我々の誰かに殺されるのだから、人間扱いする必要など無い」ということです。

裁判所の職責とは、主張された事実の真偽については、徹底的に審理を尽くさなければなりません。

特に本件のように違法性の判定とも重なっている場合はなおさら不可欠のはずです。

これらはまず、裁判所法 第四十九条（懲戒）職務を怠った時の「理由の無い審理」ないし「重大な法令の適用ないし遵守の上での過誤」に当たります。

次に、裁判による適正な手続きを受ける権利(日本国憲法 13 条または 25 条)の侵害に基く、生命に対する権利(日本国憲法 13 条)と平等権(日本国憲法 14 条)の侵害です。

違反の性質や法的説明や包囲網の概要は被害届 2018 に記載の通りです。

以下の I～V によって審理の不当性を演出して事実を否定する判決を行い、包囲網の威力を示すことによって私の生命を脅迫したこと(類型全て、特に⑥)

### (審理の不当性の類型)

類型① 事実誤認

類型② 事実認定ないしその過程に経験則違反がある・・・訴訟手続きの法令違反

類型③ 審理したはずの範囲なのに審理されていない事実がある・・・審理洩れ

類型④ 審理すべき範囲なのに審理していない部分がある・・・審理洩れ

類型⑤ 不公平を看過もしくは自ら加担

類型⑥ 摘示された証拠から判決の取った結論を導くことができない・・・理由不備ないし理由齟齬

I 私の主張をほとんど無視して極めて不公平かつ不当な審理を行ったこと

I-a 生命の危機の看過(類型①～③のいずれか)

I-b 故意または過失の看過(類型①～③のいずれか)

II この不当な審理をするために以下の準備工作を行ったこと

II-A 私が主張した不法行為の内容をすり替えたこと(類型①)

II-B ケースが違ふ判例を無理に適用したこと(類型①～②のいずれか)

II-C 訴状の一部である各告訴状を無視したこと(類型④)

II-D 誘導尋問を行ったこと(類型⑤)

II-E 記録面で制度を悪用したこと(類型⑥)

III 事件性を看過したこと(類型③)(刑事訴訟法第 239 条違反)

IV 著しい証拠力の偏在を看過したこと(公平性への配慮の欠落)(類型⑤)

V 自ら不公平な審理を行ったこと(類型⑥)

I 私の主張をほとんど無視して極めて不公平かつ不当な審理を行ったこと

要するに①故意または過失であり、②法律上保護された権利の侵害であるのに、いずれも看過しました。

①については後述の通りです。②私はいずれも脅迫による生命の危機を訴えていました。

判決文(甲 4)の要旨は次の通りです。

『そもそも捜査は公益優先で行われるものであり、その恩恵は反射的利益にすぎないので、捜査しなかったこと自体をもってただちに法律上保護された利益の侵害すなわち違法と言えるものではない。

したがって当裁判所としては、正当業務行為である限りは違法性の余地はないと判断するので例示された四つの判例に倣い原告の請求を棄却する。』

つまり、①生命の危機を訴えていたこと(反射的利益を超えた権利の侵害であること)と、②故意又は過失があること、のいずれにも気付かなかったというわけです。

脅迫を主張していることは認識していながら、生命に対する脅迫であることには気付かなかった、また、回答期限を求められているのに無視することが信義則違反であることや正規の取扱から外れていることは書いてあるのに、また、捜査機関が被害が無いと断定できないのに無視すればどうなるかは当り前に予見できるのに、裁判所がその不当性に気付かなかった、ということです。

なお、私の反論として宇都宮地裁 H13(ワ)199 損害賠償請求事件を挙げておきます。

I-a 生命の危機の看過

準備書面 5 頁「叔母の死の真相は誰かによる告訴人への脅迫の為の殺人に相違なく、その意図は「被害届によって包囲網を暴こうとすれば叔母のように殺すよ」であり告訴人の生命に対し害を加える旨の無言の脅迫です。」(甲 3)

準備書面 6 頁「警視庁は殺人を示唆する脅迫被害の訴えを無視して放置し故意にその状態を継続させており、告訴人の生命に対し害を加える旨の無言の脅迫に相違なく、その意図は「叔母の死の真相や包囲網を暴こうとすれば叔母のように殺すよ」だと思います。」(甲 3)

準備書面 6 頁「警察の職責とは不作為であることだけで脅迫罪を構成するほどの強い作為義務を有する数少ないものであると認識しております。」

しかしこの作為義務の強さは被害の届け出内容の切実度に依存するとも考えられます。

本件は殺人を示唆する脅迫被害の訴えですから、当然に最も強く作為義務が求められるケースであり生命の危機に直結します」(甲 3)

該当告訴状 I には公務員職権濫用罪、脅迫罪、犯人蔵匿罪を記述していました。

I-b 故意または過失の看過

準備書面 3 頁「そもそも公僕の分際で、正当なる納税者の書面による回答要求を無視するとは何事でしょうか?」(甲 3)

準備書面 4 頁「三つ目に重要なのは、データ以外にも治安を預かる機関として看過できるはずのない危

険行為が次のようにいくつも書かれていることです(甲3)。

- ・ 3 ページ逆乗車拒否の記述(脅迫・営業妨害?または事故誘発?)
- ・ 12 ページ高速道路の合流時の妨害(脅迫・殺人未遂・危険運転)
- ・ 12 ページ幹線道路への合流時の後続車の追い越し(脅迫・危険運転)
- ・ 13 ページ発進しようとする鼻先に飛び込んでくる他の車両(脅迫・危険運転)
- ・ 13 ページ即右折(脅迫・危険運転)
- ・ 15 ページ通勤途上で車両がわざと行く手を塞ぐ(脅迫・危険運転)
- ・ 16 ページ対向車の幅寄せ(脅迫・危険運転)
- ・ 19 ページ強引な右折(脅迫・危険運転)
- ・ 20 ページ自宅不法侵入(脅迫・留守宅住居侵入)

この状態で事件性無しとして結了できるはずもなく、何ゆえに原告本人に聞き直す等の連絡を怠ったのかが問題です。事件性の認識が異常であり犯罪捜査規範への違背と言えます。』

準備書面7頁「最後に警視庁の情状について申し上げます。

原告の三つの届出・主張・要求に対し、書面によるものは内容の無効性を主張することにより否認し、口頭によるものは往訪事実そのものから否認するという、捜査機関としてあるまじき、なりふり構わぬ隠蔽を図っております。」(甲3)

★警視庁の違法性 詳しくは告訴状Aの通りです。

【警視庁の違法性は下記のⅠ～Ⅲの通りです。

被害届や通報等により捜査機関に犯人らの摘発を求めたのに、不当に無視されました。

つまり故意または過失による適正な手続を受ける権利の侵害であり行使の妨害です。

また、私が生命の緊急の救済を訴えていたのも明らかであり、反射的利益を超えた法律上保護される権利である生命に対する権利の侵害にも当たります。

これらは被害届2018の「違反の性質」に記述の通り、自由権規約の各条項への違反です。

日本では、告訴に基く適正な手続を受ける権利(日本国憲法第13条もしくは25条)の侵害です。

更に、生命に対する権利(日本国憲法第13条)と平等権(日本国憲法第14条)の侵害です。

これらより民法709条の一般不法行為に当たります。

Ⅰ 以下のAとBを組合せて包囲網の威力を示したこと

A 私の被害届2009を不当に無視したこと

下記1～8の観点を総合すれば、私の被害届2009を不当に無視したことは、故意または過失に当るので不法行為です

1 回答要求の旨と回答期限を明示していたこと(信義則違反)

2 正規の取扱ではないこと

被害届の内容が理解できなかったにもかかわらず、届出人本人の真意を最後まで確認しないまま勝手に結了したことは、犯罪捜査規範第65条違反です。

なおこれは告訴状についての規定ですが被害届についても準用されていると思われます。

3 予見義務ないし結果回避義務違反です(被害があれば続くことや不安が解消しないこと)

捜査機関が被害の届出を無視すればその後も当然にその被害は続きます。

ですから被害や犯罪が無いと断定できない以上は警察法第二条等への違反です。

#### 4 警察が職責として看過できない8事項を記載していたこと(含む生命の危機)

(1)冒頭ページ 被害の種類として肖像権の侵害(ネット犯罪)及び営業妨害と明記

(2)冒頭ページ 加害者が首都圏全域、一億人の犯罪(つまり公益の侵害)を明記

(3)3 ページ 顔パス(つまり挙手した乗客の逃亡)

(4)5 ページ 私の出番日とともに(タクシー会社の)売上が落ちる現象

これは包囲網にとって最も「不都合な真実」です。

当時、包囲網が繰り広げていた私への不買運動は夜の首都圏全体を巻き込んで恐慌に陥れました。

当時の日本の GDP にも影響が出ていたはずで。

(5)12 ページ (他のドライバーと比べて)異常に低い実車率

(6)14 ページ 高速道路の合流時の妨害(生命への脅迫・殺人未遂・危険運転)

(7)19 ページ 対向車の幅寄せ(生命への脅迫・殺人未遂・危険運転)

(8)21 ページ 周りを徘徊する警察関係者(ストーカー行為) 自らの証拠隠滅と言えます

5 生命に対する権利(日本国憲法13条、自由権規約第6条)の侵害です

6 適正な手続きを受ける権利(日本国憲法第13条)の侵害です

7 差別であり平等権(日本国憲法第14条)や自由権規約の差別禁止の各条項への違反です

8 脅迫殺人との関連が極めて強く推定されること

#### B 私の叔母の太田まり子の殺害に関与したこと

以下の1と2を総合すれば、その高度の恣意性が、脅迫の意図を強く示唆しています

##### 1 無視できるはずのない被害届を無視したこと(偶然性 1/100000000)

既述の違法性が自明なのにあえて無視する余地はなかったはずで。

また、隠蔽するだけなら、例えば本人に連絡したうえで適当に聞き流しても同じです。

最後まで本人と連絡を取ろうとしなかった点に極めて高度の恣意性、つまり脅迫の意図を感じます。

##### 2 無視した被害届 2009 の回答期限日と太田まり子の死亡日が重なっていること(1/10000)

つまり、私への回答の代りに叔母の死体を晒して「被害届を忘れなければ次はお前をこうするぞ」という無言の脅迫の意図を突きつけたわけです。

逆にこの点からこれが殺人であることと警視庁の殺人への関与が極めて強く推定されます。

脅迫殺人は極めて高度の恣意性であり、そう感じない人は包囲網と断定できると思います。

#### II 私が東村山署でサワダと面会した事実を全面的に否認したこと(時系列A④、⑤、26)

④と⑤の事実について警視庁は告訴状Lのように「古い話なので確認が取れない」としております。

警察が管轄署内での被害者本人からの脅迫殺人の真相究明の要請を全面否認したことは、巨大不祥事の訴えを更に隠蔽したということであり、二重に巨大不祥事なのです。

既述の経過から考えて、当然に私が抗議したことは容易に推測できると思います。

そしてこれが、脅迫殺人の隠蔽という極めて強い動機、つまり恣意性を持っているということです。

証拠が無くても充分に事実有の確信が得られると思います。

これが「古い話なので確認が取れない」で済まされるはずはありません。

まだ10年以内のことですし、日本の警察のシステムはそこまで杜撰ではないと思いますから何一つ記録が残っていないことは考えられません。

少なくとも私は面会していますからサワダを候補者の中から特定することができます。

私服で中肉で背は高めで縮れ髪の顔色の悪い人でした。なによりもその声をはっきりと覚えています。

### Ⅲ その後も私の訴えを無視し続けて包囲網の威力を示したこと

#### 1 2016.6.6 内容証明便を不当に無視したこと(時系列A⑫、26)

既述の通り、無視することは正規の取扱ではなく、また犯罪が無いとも断定できないはずです。

#### 2 今も断固として不当な無視を繰り返していること(時系列A 21、22、26)

サトウについては、まず監察室を指定したのに交換手が勝手に広報課・公聴担当へ取次ぎました。

・警視庁でありながら「ここは捜査機関ではない」と言い切りったこと(人権相談所の模倣?)

・届出の全面否認の犯罪性を訴えても「犯罪にはならない。ではどんな犯罪になるのか?」と答え、私が法的に説明しても無視したこと

これは事実を否定する発言(信義則違反)ですし、警察官がわからないことなどありえません

・「東村山署の不正を告発したいので監察室につないでほしい」と要請したのに「監察室には取次ぐ窓口が無い」と嘘をついて拒否したことは、信義則や根拠法や刑法への違反による適正な手続きを受ける権利の行使の妨害であり公務員職権濫用罪です。

ニシカタは「しかるべき部署から返事させるよう手配する」という約束を破っています。

二人とも 露骨に信義則 を破っており、適正な手続きを受ける権利の行使を妨害しており、また、警視庁の対応の時系列的・組織的一貫性は明らかです。

この事実はむろん既存の不法行為の心証への遡及効があります。

※なお、サトウの件は前橋地方裁判所沼田支部 平成29年(ワ)第26号 慰謝料請求事件において2017.10.10に追加で提出した証拠の甲13であり、証拠一覧表の甲13の標目には「2017.10.02 13:49 警視庁・広報課・公聴担当・サトウとの電話録音」と書いてあり、また立証趣旨欄の冒頭には「原告は監察室と指定したのですが現在組織として存在せず、それに代わる部署として取次がれている点に注目願います。」と書いてありましたので、これを見ただけでも不当性は感じたはずです。

また、二回目期日においてこれを四つ目の不法行為とするつもりか否かについて釈明を受けました。それに対し「警察署での面会による被害の届出を全面否認することの犯罪性がわからない警官はありえないので彼の発言は不当に決まっていますよね」と言ったのですが、その後もなんのかの言われて、その意味がよくわからないまま取り下げに承諾してしまいました。

しかし証拠として追加しているのですから、そもそも何度も聞き直す必要が無く不審です。

#### 3 訴訟を通じて告知された事件性を不当に無視し続けていること(時系列A 26)

これまで警視庁は、書面による訴えは内容の無効を主張し、口頭によるものは事実自体を否認して私の訴えを隠蔽してきました。

この訴訟を通じて初めて正式に私の主張内容を告知されたわけです。】

## Ⅱ この不当な審理をするために以下の準備工作を行ったこと

### Ⅱ-A 私が主張した不法行為の内容をすり替えたこと

判決書の事案の概要には私が主張した不法行為が「捜査しなかったこと」と書かれていますが(甲4)、これは事実無根であり私はそのように書いた憶えも発言した憶えもありません。

訴状冒頭「原告は今日まで延べ9年以上に亘り警視庁から被害の届出を無視され続けております」(甲1)

これは「最後まで本人の真意を確認しようとしなかった」という過失を目立たなくする為です。

そもそも告訴状Ⅰを訴状の一部として添付しているのですから、それが不法行為そのものです。捜査しなかったことと、無視したまま勝手に終了させたこと、とは全く別の行為です。

#### II-B ケースが違う判例を無理に適用したこと

被告が提示した四つの判例との共通点は警察が関与していることだけで、私とは全て違うケースです。まず、私の場合は完全に無視されたケースですが、四つの判例はいずれもそうではありません。次に、私は切実な生命の危機を訴えていましたが、四つの判例はいずれもそうではありません。

#### II-C 訴状の一部である各告訴状を無視したこと

私は全事件が包囲網による派生事件であり、摘発を逃した結果責任を求めると主張していましたから、否定する根拠が無い限りは、不法行為責任の範囲として各告訴状にも触れざるを得なかったはずですが。これらを見れば、警視庁ばかりではなく埼玉県警や群馬県警、更に他の機関も一貫して無視していることの異常性が容易にわかり、それらが包囲網を示唆していることを認めざるをえなかったはずですが。つまり遡及して警視庁の不法行為の存否についての心証をも大きく押し上げたはずですが。判決とは主張の採用可能性をあらゆる角度から検討したうえで結論づけるものだと思います。

もう一つ重要なのは事件性の観点です。

被告人は「民事訴訟なのだから告訴状のことなど知らないよ」と割り切ったようですが、刑事訴訟法第239条の公務員の職務上の犯罪告発義務は負っているはずですから違反の疑いが強いです。

#### II-D 誘導尋問を行ったこと

##### ・ 勝訴の期待を抱かせる裁判長の二度の釈明

第一回期日、第二回期日とも、三つの不法行為に対する慰謝料金額の内訳を裁判長から訊ねられました。これは私に勝訴の期待を抱かせることによって「三つとも認められているのなら四つ目の不法行為を追加するまでも無いだろう」と誤信させて取下げの応諾を引き出す為の誘導尋問だったと思います。始めから原告適格無しと判決することを決めていたと思われまますから極めて不審な質問です。私にとってはこの判決自体がまさに「不意打ち」でした。

##### ・ 20171024 の四つ目の不法行為への不審な釈明権の行使

二回目の期日で「これも不法行為として追加するつもりなのか？」という趣旨の釈明を受け、「そのつもりだ」と言ったのですが何度も聞き直され、意味がわからぬまま取り下げました。

四つ目の不法行為とは証拠の追加として提出したもので、既述の2017.10.02 13:49 警視庁・広報課・公聴担当・サトウの件です。

これは信義則違反であると同時に警視庁が今なお私の主張を無視し続けているということであり、時系列的組織的一貫性を示しているので他の三つの不法行為の心証を遡って引き上げるはずですから、聞き直すまでもなく、その事実を調査によって確定させるべきでした。

#### II-E 記録面で制度を悪用したこと

既述の主張のすり替えや、判決書に私の主張内容がほとんど記録されていないことなどから見て、裁判の公開を前提に当事者の主張内容の記録が簡略化されている点を悪用したものと思われまます。

判決文はたった三頁であり、百頁近い私の提出文書に比べても不自然です。

ただこれは不当な審理の準備というよりは判決後の隠蔽の為と思われまます。

### III 事件性を看過したこと(刑事訴訟法第239条違反)

これらは①不法行為、②事件性、③証拠力の偏在の是正 という三つの観点から判定不可

避の主要事実でした。

例えば以下のように誰でも当然に疑うことなのに、なおかつ私が主張しているのに全く触れていません。

・配達証明まであるのだから被害届 2009 は確実に届いている。

それが現在消息不明と言うことは、被害届ではないものとして扱ったということである。

被害や犯罪が全く無いと断定する根拠があったのだろうか？

指摘された記載事項を看過したことについて警視庁はどのように弁解するつもりなのか？

・警察の職責に加えて、正規の取扱でないことや届出人が回答を求めていたことも合わせて考えれば、なおも無視するという選択はありえない。なぜあえて無視したのか？ つまり恣意性は極めて高い。

これは同じ日に死亡しているというもう一つの恣意性よりもはるかに高い。

この二つが重なっていることを総合すれば、脅迫殺人が真実であることは確信できる。

・殺人の動機については、書かれていた夜の街の状況や被害の現象と指摘されたデータとは因果関係として整合的だし、二度の死亡事故も考えれば、逆恨みによる殺人が起きたとしても全く不思議はない。

・そもそもこの変死には不審点が多すぎる。もしかすると埼玉地検も絡んでいるのでは？

・死因の偽装方法も詳細に書いてあるし、この通りだとすれば調べるのはたやすい。

・包囲網がもし真実ならたいへんな公益侵害であり、その摘発こそが最優先のはずである。

・そもそも具体的犯罪事実の告知だけが捜査の端緒ではない。警察の主張は不審である。

・サワダ面会の否認も隠蔽の為だとすれば極めて悪質な犯罪だ。

被害届と脅迫殺人の隠蔽という強い動機もあるので、恣意性は極めて高い。

・同様に書面の内容が無効だと主張も隠蔽のための口実である可能性が高い。

・サトウとニシカタの件は、今も尚、断固とした無視を繰り返しているという一貫性を示している。

・三県警をはじめ各機関の対応が一貫して異常だ。包囲網を認めざるをえない。

これらのことがもし事実であれば、遑って主張された三つの不法行為の心証を一挙に押し上げるので判定は不可避である。

### (1)私の叔母の太田まり子の脅迫殺人の存否

これが殺人であることの圧倒的な恣意性の高さは既述の通りです。

これは主張した全ての違法行為に関連している最重要事実なのです。

それなのに全く触れていません。まるで腫れ物に触るのを避けるかのごとくです。

### (2)サワダとの面会の事実の存否

被害者が警察署内で脅迫殺人の真相の究明を要請したのに警察が全面否認したということは、訴えていた内容が巨大不祥事なのに、更にその届出事実を否認したわけですから、二重に巨大不祥事です。

そしてこれが、脅迫殺人の隠蔽という極めて強い動機、つまり恣意性を伴っているということです。

証拠が無くても十分に事実であるという確信が得られると思います。

告訴状Aにおいて記述の通り、現在でも何らかの手掛りは残っているはずですが。

それなのに「古い話なので確認が取れない」とは、被告の言葉そのままです。

このような巨大な事件性を前にして、不法行為の判定としても、事件性の判定としても、証拠力の偏在の是正としても、これで済むはずはありません。

### (3)有力データの証拠力を根拠無く否定したこと

タクシー乗務員時代の私の出勤日と会社平均売上高の連動について、「仮にそうした事実があったとし

ても、直ちに犯罪行為があったことが窺われるものでないことは明らかである」と断じていますが、これはあまりにも恣意的であり自由心証主義の範囲を逸脱しています。

このデータは包囲網にとって最も「不都合な真実」なのです。

直接犯人を特定することはできませんが、不特定多数の犯行が累積した結果であることは否定しようがありませんから、捜査に着手せざるをえません。

それに統計的有意性というものは、心証だけで否定しきれものではないことはわかっているはずです。

#### (4) 所属のタクシー会社の二度の死亡事故(包囲網の実在を示唆)

創業以来60年間全く死亡事故が無かった会社に突如として全く同じ形の死亡事故が短期間に連続することに恣意性を感じなければ異常だと思います。

#### (5) 包囲網の存否

そもそも包囲網の摘発は公益そのものなのにどうして根拠も無く無視されたのでしょうか?

各告訴状は恣意性一覧表の通り、それぞれ単独で確信を得られるだけの恣意性を備えています。

それらを総合した場合の包囲網実在の恣意性を否定するのは不可能だと思います。

### IV 著しい証拠力の偏在を看過したこと(公平性への配慮の欠落)

捜査機関は元々職責として証拠を一手に握るべき立場にありますし、その機関による隠蔽を主張していたのですから、証拠が被告側へ極端に偏在していたのは当然です。

裁判長は例えばサワダ面会につき、自らの権限で自主的に文書特定手続により証拠となりうる記録を列挙させて特定し、そのうえで文書提出命令などの証拠開示的処理を取るべきでした。

それなのに逆に私の証人尋問の要望8件を全て却下したことは隠蔽の意図を強く示唆しています。

### V 自ら不公平な審理を行ったこと

これは不当な審理全般の裏返しとも言えますが特に露骨なものは以下のものです。

#### 1 被害届について「私から見ても要領を得ないもの」と断じたこと

準備書面4頁の「看過できるはずのない危険行為」の判定はどうなったのでしょうか?

この不当性を例えるなら、車の運転をしていて視界が悪かったので轆きました、で通りますか?という話だと思います。視界が悪かったのなら視界を確保するしかありません。

捜査機関や司法的機関にとっては職権が車に相当します。

「わかりにくかったのでわからなかった」というのはこれまで各機関が一貫して繰り返してきた隠蔽の為の口実であり白痴化対応です。過失相殺を狙った「因縁付け」でもあります。

それを言うなら、私に限らず一般人の主張などすべからく「わかりにくい」はずです。

ですからそれが私限りの差別的取扱であることも言うまでもありません。

#### 2 既述の(3)有力データの証拠力を根拠無く否定したこと

### この訴訟のその他の不当性

#### (1) 被告を変更させられたこと

最初に訴状を提出した時の被告は警視總監(警視庁長官)でした。

その訂正を求められて法務大臣(日本国)にしたところ、更に東京都に訂正するように求められました。

これは事件を分断させて全容を把握しにくくするためとも思われます。

### (2)被告側の虚偽が心証に反映していないこと

20170501に私が東村山警察署に電話照会した件について、該当が無かったと私に回答した、と20170905答弁書に書いてありますが、これは事実無根であることを私は準備書面で指摘しました。

このような場合、通常は被告側への心証が低下するはずですが、判決文には反映されていません。

### (3)被告側関係者の罪

警視庁のこれらの露骨な不当性は法曹なら誰でも当然にわかるはずですから、被告側の弁護士4人は誠実義務と真実義務に違反しています。また、東京都知事は刑事訴訟法第239条違反です。

## 違法性のまとめ

### 要件① 権利または法律上保護される利益の存在

この裁判により全被告訴人らの犯行の発覚を求めたのに、不当な審理により妨害されました。

切迫した生命の危機や高度の事件性を無視したことは刑事訴訟法第239条2への違反です。

つまり事件性の隠蔽であり故意または過失による適正な手続を受ける権利の行使の妨害です。

これらは被害届2018の「違反の性質」に記述の通り、自由権規約の各条項への違反です。

日本では、告訴に基く適正な手続を受ける権利(日本国憲法第13条もしくは25条)の侵害です。

更に、生命に対する権利(日本国憲法第13条)と平等権(日本国憲法第14条)の侵害です。

これらより民法709条の一般不法行為に当たります。

要件② ①に対する被告の加害行為 既述の通りです。

要件③ ②についての故意または過失 少なくとも過失です。

### 要件④ 損害の発生および金額

経済的被害(法益侵害)は訴訟費用の約15万円です。

精神的被害(法益侵害)については甚大です。

最後の拠り所であり公平であるべき裁判所が極めて不公平かつ不当な審理を行ったことにより、私の恐怖感や絶望感や孤立感は当然に深まりました。

### 要件⑤ ②と④の因果関係

脅迫や隠蔽としか説明がつかない審理により精神的被害を受けたという因果関係は明らかです。

## 証拠方法 証拠説明書Lに記載の全て

## 附属書類 証拠説明書Lのうち、甲1～甲4号証、

本書と被害届2018と恣意性一覧表をセットで訴状とし、証拠説明書Lを含め、これらの副本一式

以上

## L 準備書面(1)

本書は、被告の令和2年1月17日付け準備書面(1)に対し、包括的に反論するとともに、被告の白痴化答弁を打破すべく、焦点を絞ります。

### 第1 被告の答弁は、公然たる侮辱(人格否定)であり、犯人隠避です

既提出の具体的摘示を無視して、認否せずに否定のみであり、隠蔽の擬制自白です。言い換えると、不当な受付拒否ではないことの抗弁事実を示しておりません。

### 第2 実質的に、手続妨害であり、司法権濫用による、司法拒絶です

虚偽表示(公序良俗違反)無効

原判決は、「正当業務行為である限りは違法性の余地はないと判断するので例示された四つの判例に倣い原告の請求を棄却する。」と判示しています。

しかしながら当該事件は、後述の通り、正当業務行為ではなく、また、例示された四つの判例とはケースが違いますし、原判決は、原告の訴えの核心を、実質的に、根拠無く、無視しており、訴訟手続の違反や、憲法や法令の解釈の誤りや、経験則違反や論理則違反による、自由心証主義への違反、が多数有り、判決書としても不備なので、違法な判決であり、職責と状況に因る予見可能性に基く結果回避義務違反であり、著しい信義則(民法1条)違反であり、公然たる侮辱(個人の尊厳の蹂躪)であり、また、裁判を受ける権利(憲法32条)の侵害であり、自決権や生命に対する権利や適正な手続を受ける権利(いずれも憲法13条)や、平等権(憲法14条)の侵害であり、職務上の過失または過失であり、不法行為であり、当り前に、公序良俗(民法90条)違反なので無効です。

1 判決に憲法の解釈の誤りや、その他憲法の違反が、多数有ります(民訴法312条1項)後述の通り、原事件は脅迫であり、その意図は、威力によって真意を抑圧させることですから、必然的に、人格的生存ないし個人の尊厳(いずれも憲法13条)の侵害です。

これらの訴えを、警察が、根拠無く無視して来たことは、その職責(警察法2条など)に因る、被害の継続への予見可能性に基く結果回避義務違反であり、自決権や生命に対する権利や適正な手続を受ける権利(いずれも憲法13条)や、ひいては平等権(憲法14条)の侵害です。

このように、元々幾つもの人権侵害(憲法違反)や違反を含んだ被害、の隠蔽です。

2 判決に理由不備が多数有ります(民訴法312条2項六号)

当り前の違法性の数々を無視したことは、判定洩れとも、理由不備とも言えます。

違法性が無いから理由(合理的根拠)も要らないということにはなりません。

この論理則違反こそが、包囲網が一貫して行って来た、狂気の倒錯と言えます。

ですから訴訟ルール違反でもあり、また、例外的に理由を付した場合でも、確率的最大要素を常に根拠無く無視しているので、極めて片手落ちであり、実質的に理由がありません。

これらは裁判所法第49条「理由の無い審理」ないし「重大な法令の適用ないし遵守の上での過誤」に当たります。

3 判決に経験則違反や論理則違反が多数有り、自由心証主義への違反です

4 以下の通り、総じて訴訟ルール違反です

①私の訴えを無視していることは、裁判を受ける権利(憲法 32 条)の侵害です

②被告が根拠無く否認しているのに、擬制自白と判定しなかったこと

③私の訴えが判決書に正確に記録されていないことは、裁判を受ける権利の侵害です  
全 3 頁の判決の 2 行の事案の概要と 10 行の原告の主張では、事件性が全く伝わりません。

5 法令の解釈の重大な誤りが多数有ります(裁判所法第 49 条違反)

これらは当り前に、信義則(民法 1 条)違反であり、公序良俗(民法 90 条)違反です。

### 第 3 いずれも正当業務行為ではありません

この判決も、当該事件の原因行為も、いずれも職務上の故意または過失なので、法律上保護された利益の侵害です(甲 5 号書証)。

この判決を総合すれば、こうした重大かつ多数の判定ミスが偶然に重なることは在り得ない  
ことから、程度問題として、司法権濫用であり、公序良俗違反であり、不法行為です。

### 第 4 当該事件被告の判例は、ケースが異なるので失当です

まず、私の場合は完全無視されたケースですが、摘示の判例は違います。

次に、私は切実な生命の危機を訴えていましたが、摘示の判例は違います。

なお、脅迫殺人(A)事件や猟銃脅迫(B)事件などから、生命の危機と言えます。

### 第 5 当該事件の不法行為を擦り替えたことは、犯罪的です

「捜査しなかったこと」ではなく「無視したこと」であり、そもそも行為の段階が違います。

この基礎事実の相違は、もろに判決を左右しましたが、当り前に、訴訟ルール違反であり、  
また、元々それが狙い(反射的利益にする為の工作)と思われます。

### 第 6 警察の、理由を告知しない不当な受付拒否は、当り前に、違法です

各告訴状の通り、埼玉県警や群馬県警も、根拠の無い、実質的無視を重ねております。

権力の濫用の予防という警察の各根拠の立法趣旨からも、被害の継続への予見性からも、理  
由も示さずに被害の訴えを無視することが許されないのは当り前です。

被害の訴え(脅迫の疑い)を、常に、合理的根拠無く無視していることは、常習的な、理由  
を告知しない受付拒否と言え、個人の生命、身体、財産の保護や、犯罪の予防など(警察法  
2 条)の職責に因る、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、自決権や生命に対する権  
利や適正な手続を受ける権利(いずれも憲法 13 条)や、平等権(憲法 14 条)の侵害です。

これは、当り前の違法性を認めないことによって、職責に因る作為義務を葬っており、論理  
則違反を経験則違反に擦り代えているので、経験則違反に因る論理則違反と言えます。

しかし、違法性が無いから理由(合理的根拠)も要らないということにはなりません。

この論理則違反こそが、包囲網が一貫して行って来た、狂気の倒錯と言えます。

言い換えると、故意の観点からの捜査の欠落に対する抗弁事実を、常に示しておりません。

不合理な判断は、既述の他、刑訴法 189 や 239 条 2、犯罪捜査規範第 4～5 条への違反です。  
告訴状の受理拒否は、犯罪捜査規範第 63 条や刑事訴訟法第 242 条への違反です。  
これらは当り前に、信義則(民法 1 条)違反であり、公序良俗(民法 90 条)違反です。  
要するに、何故に、毎回常に、被害の訴えを根拠無く無視するのか?という相互関連性ないし類型的一貫性を総合すれば、当り前に、隠蔽です。

## 第 7 原判決の問題点の摘示

- 1 ★★★ 故意または過失を看過したこと(既述 第 2)
- 2 ★★★ ケースが違う判例をしたこと(既述 第 3) 訴訟ルール違反
- 3 ★★★ 不法行為の内容を擦り替えたこと(既述 第 4) 訴訟ルール違反
- 4 ★ 九告訴状を無視したこと(判定洩れ・理由不備) 訴訟ルール違反

これらを俯瞰し全趣旨を斟酌すれば、相互関連性と加害類型の一貫性などから、警視庁が隠蔽した包囲網の存在が確信できたはずです。

- 5 ★★★ 以下の、当り前の違法性の数々を無視したこと(判定洩れ・理由不備)

違法性とは主に、人権侵犯性と反社会性です。★や●の数が多いほど違法です。  
これらは基礎事実であり、少なくとも主要事実であり、いずれも 99.00%以上の蓋然性です。

### 20090118 付け被害届について

(1) ★★★ 完全無視行為の、当り前の違法性を無視(経験則違反・判定洩れ・理由不備)  
理由を告知しない不当な受付拒否(犯罪捜査規範 61、65 条違反)に当ります。  
権力の濫用の予防という警察の各職責(警察法や犯罪捜査規範や刑事訴訟法など)の立法趣旨からも、被害の継続への予見性からも、警察が、理由も示さずに被害の訴えを無視することが、許されないのは当り前です。

また、同様に無視すれば、誰でも被害届を出す意味が無くなることから、私への差別であることも自明であり、その証拠に、同様の事例は無いはずです。

更には、この被害届が紛失ではないこと(取扱不備の抗弁事実)が示されていません。

反論●●● 「私から見ても要領を得ない」旨(判決書 2 頁)は、証拠隠滅です  
たとえもし仮に、本当に「要領を得ない物」だったとしても、規定された、訊き直しを怠ったことは過失であり、また、

(2) ★★★ 無視できない内容だったことを無視(論理則違反・判定洩れ・理由不備)

特に、冒頭頁に明記した回答期限を無視したことは、著しい信義則違反です。

この被害届の趣旨は、タクシー営業での不特定多数による不買運動の摘発でした(当該甲 1)。  
3 頁)日常的な顔パス(挙手した乗客の逃亡)は、単発でも極めて稀有な現象なのに、(5 頁)  
私の出番日とタクシー会社の平均売上との連動現象も、これを裏付けており、総合すれば、(冒頭頁)肖像権の侵害に基づく営業妨害、「一億人の犯罪」、としか説明が付かず、この現象データを押さえるだけで摘発できたはずです。

このデータこそは、包囲網にとってのアキレス腱であり、不都合な真実だったのです。包囲網はやがて、この連動現象を解消する為に、引き籠り(夜の街に出歩かない)運動を展開しましたが、これが当時の首都圏の夜の街全体を直撃し、大恐慌に陥れました。

このことを示す経済指標はいくつもあると思いますが、少なくとも、首都圏の20万台の全タクシーの平均売上も、私の出番日と連動しておりました。

(3)★★★私が出番日と会社の平均売上との連動を無視(論理則違反・判定洩れ・理由不備)反論●●●「仮にそうした事実があったとしても、直ちに犯罪行為があったことが窺われるものでないことは明らかである」(判決書3頁上)は、証拠隠滅です

これは被疑者不特定多数であることの言い換えに過ぎず、それは被害届の冒頭頁で明記済ですし、訴えた被害の存在は否定しようがありませんから、否定する理由になりません。

この論理では、被疑者不特定多数の犯罪は、すべからず摘発不可能ですから、詭弁です。

それに、捜査の端緒は具体的犯罪事実だけに限定されてはおりません。

(4)★★★警視庁の害意を強く暗示することを無視(経験則違反・判定洩れ・理由不備)

既述のような自明の違法性に加え、既提出の通り、無視できない内容でもあったことから、無視したことは二重に不審であり、警視庁の何らかの害意が、当り前に、推定されます。

それなのに「古い話なので確認が取れない」では、明らかに事案説明責任の放棄です。

## 20090220 私の叔母の大田まり子の殺害について

既述のような恐慌状況で、夜の街の住人達からの私への逆恨みが昂じた結果、私の叔母の脅迫の為の殺人が起きたものと思われませんが、これを、脅迫殺人とする理由は、

第一に、既述のような被害届を、警察が、完全に無視することは、その違法性があまりにも自明であるがゆえに、本来有り得ない選択なので、警視庁の何らかの害意を極めて強く暗示していること(恣意性 99.999999%以上)

第二に、まさしくその被害届の回答期限日当日に、私の叔母が変死したこと(99.80%以上)これにより、「先の被害届を忘れなければ、この叔母のように殺すぞ」という、上記の害意(無言の脅迫)の内容が暗示されたこと、また、2つとも極めて稀な人為現象なので、偶然には重なり得ないことから、被害届との因果関係による殺人と、警視庁の関与が、当り前に、推定されます。(恣意性 99.9999999%以上)

同様の状況設定のドラマや小説も多いので、誰でも経験則として、そう感じるはずですが、

(1)★★★私への脅迫の為の殺人を無視(経験則違反に因る論理則違反 判定洩れ 理由不備)

(2)★★★轢逃げ事故の不審の数々を無視(経験則違反・判定洩れ・理由不備)

なおこれらは主に、前橋地裁 H30 ワ 413 慰謝料請求事件で判明したことでありますが、当該事件の事案説明を進めれば判明したことです。

A 現場の手前が、飛び切り見通しの良い、長い直線であること(A-甲11)(99.99%以上)

叔母の姿が、視界の中央部に入り続けていたはずなので、見落とすことなど有り得ません。

B 巻き込みでもないのに、死亡に至っていること(90.00%以上) 直角の左折直後です

C 司法解剖が実施された経緯が不審であること(90.00%以上)

大田まり子の妹で、公判にも出席した、私の叔母の廣橋絹代の話では、検察官が遺族に司法

解剖の許可を求めるに際し、「他殺か病死の可能性も在るので、解剖させてほしい」と言ったそうです(A-甲12反訳書)。

つまり、その時点では、交通事故だとする直接的証拠は無かったと思われます。

これは、埼玉県警の「交通事故の死因を特定する為」との答弁と大きく食い違っています。埼玉県警は、通夜で私(有名人)の姿を認めて初めて、大田まり子が私の親戚であることに気づき、そこから隠蔽に転換した疑いが在るのです。

D 決め手のはずの映像を、公判の証拠にしていない不審(99.00%以上) 隠蔽殺人を示す決定的な映像をしているものと思われます。

E 轢逃げ事故として当り前の物証の存否が不明(90.00%以上)

外傷が頭部だけで、胴体部や自転車が無傷だったのは、轢逃げ事故として極めて不審です。真犯人が、側道上で撲殺した疑いが在ります。

・本当に交通事故か? ・叔母を側道まで運んだのは事実か? ・雇われ犯ではないのか?

F 轢逃げ犯の行動の必然性の有無(99.00%以上)

・待ち伏せの疑い 叔母の自宅または現場付近での不審な停止状態は無いか?  
・この時間帯に、この交差点で、左折する必要は在ったか?  
・事故車両の運行記録(タコメーターなど)とは、辻褄が合うか?

G 故意ではないとする証拠の存否が不明(99.00%以上)

・ブレーキ痕の位置は? ・衝突時のスピードは? ・ブレーキのタイミングは適切か?

H この事故のその他の事件性(90.00%以上)

・金曜の朝の副都心の17号上の交差点で、目撃者が出ない不審 共謀による迂回の疑い

I 轢逃げ事故の公判(A-甲10)の不審 故意の疑いを一切無視(99.99999999%以上)

在り得ないことであり、刑事司法三機関の共謀による隠蔽と断定できます。

**★★★警視庁サワダが2つの要請を無視したことを無視(経験則違反・判定洩れ・理由不備)**

2つの要請とは、包囲網の摘発と脅迫殺人の真相究明です。

私が、当たり前に、警視庁に抗議すべき立場に在ったことは、誰でもわかるはず

これだけでも、当たり前に、巨大不祥事であり、人権侵害であり、少なくとも、公務員職権濫用罪、犯人隠避罪、証拠隠滅罪が疑われます。

私は、サワダの風貌を記憶しているので、当時の名簿からでも人物を特定できます。

さらには、他の不法行為も一貫した無視ですから、遡って推測できると思います。

また一般人は虚偽告訴罪を背負ってまで嘘は吐かないので、信じない合理性は在りません。

それなのに「古い話なので確認が取れない」では、明らかに事案解明責任の放棄です。

**★★ 20160606 内容証明を無視したことを無視(論理則違反・判定洩れ・理由不備)**

**反論●●● 「要領を得ないものでいかなる犯罪行為を指摘するものか定かでない」旨(判決書2頁)は、証拠隠滅**です。

「警視庁に送った20090118付け被害届が完全に無視され、その回答期限日当日に、私の叔母が変死したことから、「先の被害届を忘れなければ、この叔母のように殺すぞ」との脅迫

殺人に相違無く、東村山署でサワダに、その真相究明を求めたのに無視された」と簡潔に書いて有りますが、これは、殺人罪と脅迫罪以外には解釈できません。

「要領を得ない」とか「判然としない」とかを、具体的に摘示する必要が有ります。  
加えて、内容証明が紛失ではないこと(取扱不備の抗弁事実)が示されていません。

**★★ サトウの著しい信義則違反を無視したこと(経験則違反・判定洩れ・理由不備)**

証拠一覧表の甲13の立証趣旨欄には「原告は監察室と指定したのですが現在組織として存在せず、それに代わる部署として取次がれている点に注目願います。」と書いてありました。

「監察室には取次ぐ窓口が無い」や、サワダへの脅迫殺人の真相究明の要請を隠蔽したことが「犯罪にはならない」は、虚偽であり、著しい信義則違反であり、差別であり、不当な受付拒否であり、内部牽制の放棄であり、警察法2条や刑事訴訟法239条2への違反です。また、反訳書にしなければ証拠にならないのであれば、それを告知すべきです。

**★★ 所属のタクシー会社の二度の死亡事故を無視(経験則違反・判定洩れ・理由不備)**

創業以来60年以上、死亡事故が皆無だった会社に、全く同じ形の死亡事故が1年以内に連続するのは、偶然では在り得ません。

既提出の通り、これらも夜の街の恐慌との関連による、神風特攻に相違ありません。

**★★★ 包囲網の实在を無視(経験則違反に因る論理則違反・判定洩れ・理由不備)**

訴状に9告訴状を添付した目的と、各事件が何故に私に集中しているのか?という、相互関連性や類型的の一貫性を総合すれば、包囲網の实在は明らかです。

## 第8 法令の摘示

### 犯罪捜査規範(被害届の受理) 第61条

警察官は、犯罪による被害の届出をする者があつたときは、その届出に係る事件が管轄区域の事件であるかどうかを問わず、これを受理しなければならない。

同 第65条 書面による告訴または告発を受けた場合においても、その趣旨が不明であるときまたは本人の意思に適合しないと認められるときは、本人から補充の書面を差し出させ、またはその供述を求めて参考人供述調書(補充調書)を作成しなければならない。

## 第9 証拠の追加 甲5号書証と証拠説明書を追加します

## 第10 当り前の事案解明を、裁判所に要請します

被告が因縁付けにより認否を示さず、理由無しに否認だけしていることを判定願います。

これは全て、既提出の書面上で確認できます。

以上

